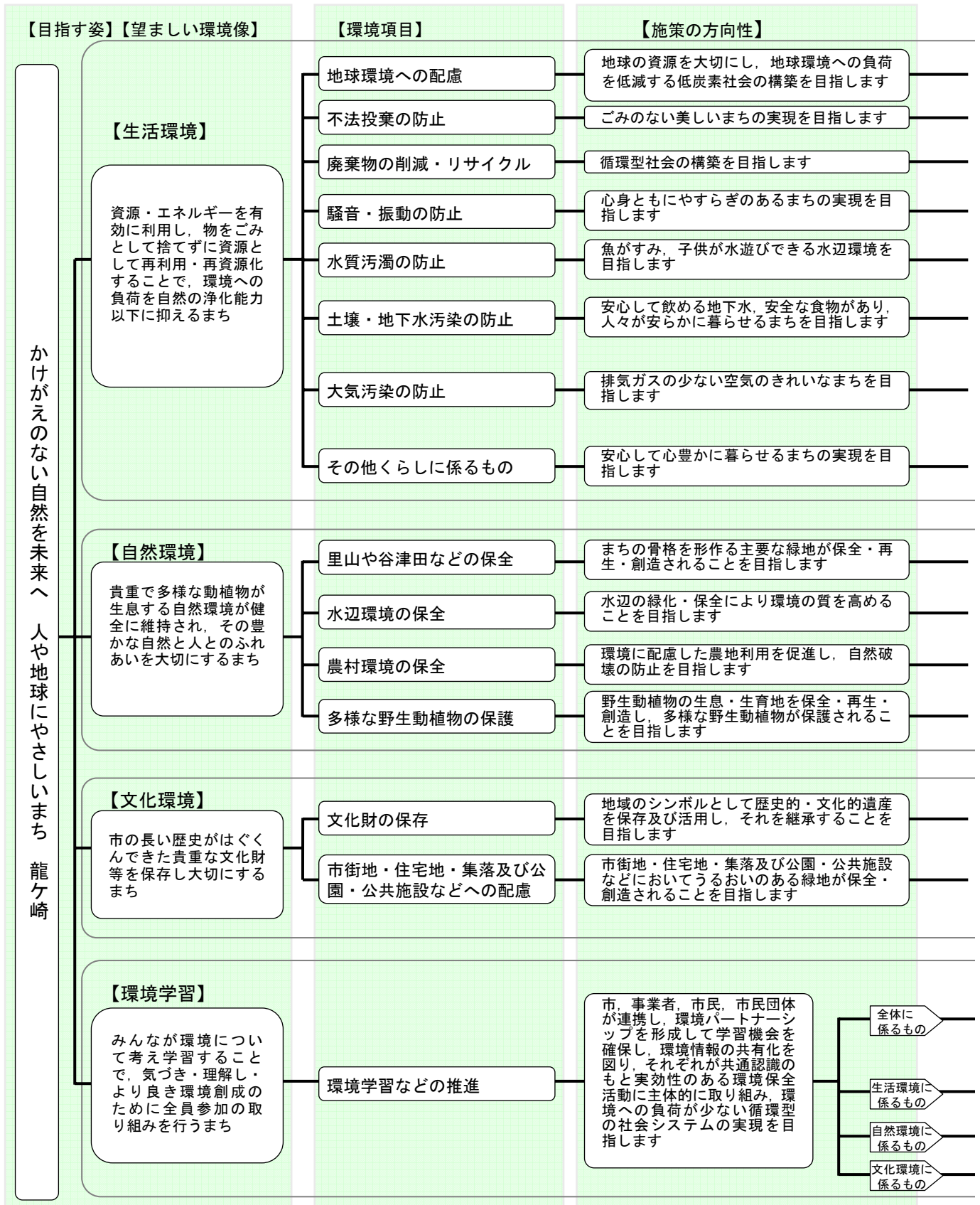


# 第3章 環境項目ごとの施策の展開

## < 施策の体系図 >



## 【重点施策】

- ①省資源・省エネルギーを推進します。
- ②温室効果ガスの排出抑制を推進します。

- ① 市、事業者、市民及び市民団体による不法投棄・ポイ捨て防止、原状回復活動の推進に努めます。

- ① 生活の中に4R（Refuse：断る、Reduce：減らす、Reuse：再使用、Recycle：再利用）を定着させます。
- ② 環境負荷の少ない商品の購入を推進します。
- ③ 廃棄物を減らすための取り組みを推進します。

- ① 騒音・振動の防止のため、現状把握の調査を行います。
- ② 騒音の低減を図るため、「流れる道路」の整備を促進します。

- ① 生活雑排水などにより河川を汚さないようにします。
- ② 牛久沼や河川の水質浄化を推進します。
- ③ 水質汚濁に関する様々な情報を公表します。

- ① 土壌汚染・地下水汚染を防止します。

- ① 窒素酸化物など大気汚染物質の排出抑制を推進します。
- ② 有害化学物質についての対策を推進します。
- ③ 低公害車への転換を推進します。
- ④ 自動車中心の社会からの転換を図るため、自転車の利用を促進します。
- ⑤ 街路樹を増やす計画を推進します。

- ① 食の安全を確保するため、減農薬食品の拡大と地産地消を推進します。
- ② 新たな環境問題に対する情報収集と把握を行い適切な対応を行います。
- ③ 安全な飲料水の確保を推進します。

- ① 市・市民、市民団体等が参加し自然環境を保全・再生・創造する組織を作ります。
- ② 身近な里山や谷津田などの自然環境を調査し、適切な保全・再生・創造を推進します。

- ① 牛久沼・蛇沼・小貝川・旧小貝川・中沼・江川等水辺の自然を残し、ふれあい・親しみのある水辺を保全・創造します。
- ② 河川、湖沼などの水辺を保全し、野生動植物が生息できる環境の整備に努めます。
- ③ 水と緑と町並みが調和した市民の憩いの場所の確保に努めます。

- ① 農薬の適正使用を推進します。
- ② 自然との共生のなかで、遊休農地を有効に利用しながら安全な農作物を生産する農地を保全します。
- ③ 減農薬、減化学肥料栽培及び有機栽培の普及を促進します。

- ① オオタカやコジュリンなど、野生動植物の希少種保護に努めます。
- ② 多様な野生動植物が健全な生態系のもと生息・生育できるよう、良好な環境を保全・再生・創造します。
- ③ 市、市民及び市民団体と連携し、動植物の調査を検討します。

- ① 文化財・社寺林等文化環境の保存及び活用を推進します。

- ① 緑化行事を積極的に開催します。
- ② 安心して子供たちが遊べる公園の整備を推進します。
- ③ 幹線道路・生活道路などの地域特性を生かした緑化を進めます。
- ④ 生き物に配慮した公園管理を検討します。
- ⑤ 公共公益施設などの緑化により美しい景観の保全・創造を進めます。
- ⑥ 民間施設緑地の保全や利用推進、商業地、工業地の緑化などにより美しい景観の保全・創造を進めます。

- ① 環境教育プログラムを整備し、学校における環境教育への支援とその充実を図ります。
- ② 環境教育プログラムを体系化し、事業者、市民へ環境学習の機会を提供します。
- ③ 環境情報システムを構築し、環境情報の共有化を図ります。
- ④ 子供を対象とした体験学習の実施及び支援を行います。

- ⑤ 省資源、省エネルギーに関する情報提供を行い、市民等の取り組みを支援します。
- ⑥ 生ごみの適正処理やリサイクル、ごみ減量に関する情報収集と提供を行い、市民の4R活動の支援を図ります。

- ⑦ 豊かな自然環境を生かした体験学習を進めます。
- ⑧ 水質に関心を持つように、定期的に水辺の生き物の観察会を実施します。

- ⑨ 歴史的・文化的遺産の見学会を実施します。